

2011年9月6日

7月25日付「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース取り
まとめ（案）」に対する意見

消費者行政特命担当大臣 山岡賢次 殿

消費者庁長官 福嶋浩彦 殿

消費者委員会委員長 松本恒雄 殿

独立行政法人国民生活センター理事長 野々山宏 殿

千葉県弁護士会 会長 木村龍次



当会は、本年7月25日付けで公表された、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース取りまとめ（案）」（以下、「取りまとめ案」）に対して、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 国民生活センターの各機能を、消費者庁に付属する施設等機関の設置による等、業務上・人事上の独立性を失わせる形態で消費者庁に一元化することに反対である。したがって国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォースの取りまとめ案に反対する。
- 2 国民生活センターの在り方については、消費者庁と国民生活センターとの二者により構成されるタスクフォースで最終結論を出さず、今後、消費者・消費者団体、弁護士等の専門家・有識者などで構成される検討会を設置し、そこで消費者委員会を含む消費者行政全体を充実させる方策について議論すべきである。

第2 意見の理由

1 国民生活センターの各機能を消費者庁に一元化することの問題点について

（1）業務の重複という前提事実そのものに疑問があること

とりまとめ案では、「両組織の間では、多くの業務で目的・機能に重複がある」とし、この点が国民生活センターの各機能を消費者庁に一元化することの大前提となっているものと考えられる。しかしながら、このような現状認識そのものには疑問がある。

例えば消費者に対する被害情報等の発信については、相談現場から寄せられる

情報に基づく柔軟なものと、有権解釈を行う立場にある行政処分庁による厳格なものとは性格が異なると考えられる。現在、国民生活センターによる情報発信を消費者庁側の働きかけで遅らせたり、変更したりという問題が発生しているが、これはもともと異なる性質のものについて有権解釈庁である消費者庁が国民生活センター側に対し過度に関与していることから生じているものと考えられる。法制的に見ても、国民生活センター法第10条第1号及び第42条2項に基づく国民生活センターの情報発信と、消費者安全法15条に基づく注意喚起とは異なる位置づけとなっているのであり、重複があるとは言えない。

また、地方支援についても、地方消費者行政活性化基金などの予算措置や法整備等の企画立案は消費者庁が担う一方で、相談・あっせんを行う地方の消費生活相談窓口の支援（現場支援）は国民生活センターが行っており、組織の特性に応じた棲み分けが明確にできている。したがって地方支援についても業務の重複はない。

したがって「多くの業務で目的・機能に重複がある」とする取りまとめ案の前提には疑問がある。

2 一元化によって国民生活センターの機能が大幅に低下するおそれがあること

(1) 情報発信機能

現状でも、消費者庁が国民生活センターの発しようとした情報の一部を留めさせたり、全体としての情報発信を遅らせたりする事態が生じている。このような状況に鑑みれば、一元化によって消費者行政全体としての情報発信がさらに遅くなることは必至である。この点とりまとめ案では、一見すると施設等機関としての手続のみで情報発信を行うことができるかの仕組みを提示しているが、実際には案件発掘や分析という前段階において、内部部局が入った「情報発信チーム（仮称）」が関与し、「日常的に緊密な情報共有」を図りながら進めることとされている。したがって情報発信のスピードが今以上に速くなる制度設計とはなっていない。むしろ現在以上に消費者庁側が関与することとなる結果、国民生活センターの柔軟な情報発信そのものができなくなり、或いは今以上に遅延するおそれ大きい。

その結果消費者行政全体としての情報発信機能が後退し、消費者被害の予防や迅速な救済等に支障が生ずることとなりかねない。

(2) 相談支援機能

相談支援機能は国民生活センターが担う業務の要であり、これを中心に各機能が相互補完関係を有し、これらが一体となって地方消費者行政に対する支援機能を果たしている。この点については、とりまとめ案も同意見である。

この相談支援機能は、基本的に民事紛争解決という性格を有するため、法律の類推適用や信義則等の一般条項を駆使した柔軟な対応が要求される。これに

対し消費者庁は、特定商取引等の主要な消費者法について有権解釈権限を持っているため、個別の事案についても厳格な法解釈という態度が必然的に求められる。

このように、両者はまったく相容れない性格を持つものであり、両者が一体となってしまうと、いずれか或いは双方の機能が大きく損なわれる危険性がある。例えば、具体的事例についてあっせん案を示す場合、仮に有権解釈への影響を懸念すればこれにとらわれた硬直的な案しか示せないこととなり、逆にこうした影響を顧慮せずに有権解釈と矛盾するようなあっせん案を提示すれば、事業者の行動の予測可能性を不当に奪い、行政処分庁としての信頼性を失うことになる。

したがって、相談支援機能等、柔軟性が要求される機能を担う組織は、法執行機能を担う組織から、業務上・人事上独立していることが不可欠である。

とりまとめ案ではこのような本質的な問題点について何ら制度的な対応がなされておらず、国民生活センターの担ってきた各機能の業務上・人事上の独立性が確保されていない。

(3) 施設等機関による対応の限界

消費者庁の主催するタスクフォースは、これまで、施設等機関という制度枠組みを前提としつつ、国民生活センターの柔軟性・機動性を確保する方策について議論を進めてきたと思われるが、結果的には、柔軟性・機動性に最大限配慮したとしても、施設等機関という制度枠組みの中では、これらを制度的に確保するのには限界があることが露呈している。

よって国民生活センターの各機能を消費者庁の附属機関である施設等機関に一元化しようというとりまとめ案には反対である。

ちなみに、施設等機関という制度設計ではなく、国民生活センターの各機能を内部部局に取り込む等の案もあり得ないではないが、いずれにしても、国民生活センターの各機能を、業務上・人事上の独立性を失わせる形態で消費者庁に一元化することは、消費者行政全体の機能を低下させる結果となるのであり、是認できない。

今後は、政府が検討を行うとしている「独立行政法人に代わる新たな法人」として国民生活センターを存続させる方策、その上で主務官庁を消費者庁ではなく消費者委員会とする方策等、国民生活センターの業務の柔軟性・機動性を確保しながら消費者行政全体の機能が向上する方策について検討すべきである。

2 消費者行政全体の機能強化のための今後の検討方法について

国民生活センターの問題についてもっとも強い利害を有するのは、消費者庁や国民生活センターではなく、消費者であるはずであるが、タスクフォースでは消費者・消費者団体が議論のメンバーに入っていない。また、タスクフォースでは、「消

費者行政全体の機能強化」を謳いながら、そのメンバーには消費者庁とともに創設された消費者委員会が含まれていない。

このように、消費者・消費者団体や有識者等を議論の当事者に加えず、また、消費者委員会を除いた2当事者間だけで国民生活センターの在り方について議論すること自体に強い違和感を感じる。

よって当会としては、タスクフォースの結論をもって政府の最終方針とすること自体に反対である。

今後は、消費者委員会も含めた消費者行政全体の機能強化の観点からの議論を行うため、消費者・消費者団体、弁護士等の専門家・有識者などの参加による検討会を設置し、その検討会の場で議論を進めるべきである。

以上